

地域・職域薬剤師会 会長各位

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

神奈川県と保健所設置市は、対象期間（令和5年4月29日、令和5年4月30日及び令和5年5月3日～令和5年5月5日）の「発熱診療等医療機関」を受診した患者に対し調剤を行う体制の確保にご協力いただいた以下の保険薬局を対象に、協力金を支給します。

1 対象期間

令和5年4月29日（土）、令和5年4月30日（日）、令和5年5月3日（水）～令和5年5月5日（金）（5日間）

2 対象保険薬局・支給要件等

【支給対象】

県内の保険薬局

【支給額】

体制を整備した時間が8時間未満の場合 1日あたり1万5千円（日数に応じて支給）

体制を整備した時間が8時間以上の場合 1日あたり3万円（日数に応じて支給）

【支給要件等】

- 1 対象期間中に1日あたり合計4時間以上、「発熱診療等医療機関」を受診した患者に対し調剤を行う体制を整備し、原則として事前に届出
- 2 新型コロナウイルス感染症の経口抗ウイルス薬について、速やかに患者に交付できる体制を確保

○対象期間に対応可能な日時等について、4月21日（金）までに神奈川県に届出をお願いします。

詳しくは神奈川県ホームページ「ゴールデンウィークにおける医療提供体制の確保について（薬局分）」（https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n3x/covid19_r5gw.html）をご確認ください。

なお、本件に関しましては本会ホームページ（会員ページ・ニュース欄）及びメールマガジンの配信を行いますこと併せてご報告いたします。

【本件に関する問合せ先】

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課

ゴールデンウィーク協力金担当

電 話 045-210-4967